

令和4年度相談一覧

【資料第4号】

No.	日時	方法 (来庁/電話 /メール等)	相手方 (区民/事業者/障害者等)	内容
1	5月20日	来庁	区民（聴覚障害者）	手話のパンフレットを作成して欲しい。 東京都のパンフレット（従前のもの）は少し分かりにくい。新宿区は分かりやすいので、新宿区のような手話普及パンフレットを豊島区でも作ってほしい。 →東京都で最新版を作成したため、豊島区では作成しない。手話の普及については、豊島区のYouTube（としまなまるチャンネル等）を通して行う。
2	9月6日	電話	区民	バス停で、何回か人権を侵害するような対応をしている支援員らしき人を見た。支援員4～5人で障害のある方8人くらいをバス停で待たせているのだが、バス停までの間や待っている間にシャツを指でつまんで引っ張っていた。障害のある方を人扱いしていないように思えた。外で、そのような態度だと施設内では、もっとひどい扱いをされているのではと考えてしまう。障害のある方は、大声を出すでもなく、うろつくでもなく、比較的落ち着いてはいたが、弱者にやさしく、皆を受け入れるような豊島区であってほしい。 →事業所連絡会等にて情報共有し、注意を促す。
3	11月14日	メール	聴覚障害者	居酒屋に電話リレーサービスを利用し、予約を取ろうとしたところ、聴覚障害者のみでは受け入れできないとの対応をされた。区より差別解消法について説明してほしい。 →当該店舗へ事実確認を行い、今回のケースは不当な差別にあたるとお伝えした。障害者差別解消法の主旨について改めて説明のうえ、参考資料を送付した。その後、経過等を申出者へ報告した。
4	3月23日	身体Gより 相談有	区民	シニアカーを利用している。通院している病院に入ろうとしたところ、入口のガードマンに止められた。ガードマンからは理由の説明をしてもらえず、事前に確認した際にも、そのような記載はなかった。 なお、別の施設では、シニアカーから別の車いすに乗り換えてもらうように指示があり、車いすで入ることができた。 →病院に状況を伝え、確認したところ、病院内は許可があればシニアカーも入れることをガードマンが把握していなかった。また、その後、ガードマンとトラブルになったが、病院はトラブルについて把握していなかった。 ホームページにはシニアカーの利用について控えていただきたい旨を記載しているが、職員が同行すれば利用可能となる場合があるとの記載があったため、再度、シニアカーの利用についての周知の徹底と、可能な限りの合理的配慮の提供を依頼した。